

市職員の業務上横領容疑での逮捕について

1 容疑の概要

市内在住の高齢者夫婦から成年後見制度の市長申し立ての前段階の期間に市が預かった現金300万円を平成28年3月31日ごろ、当時福祉事務所長の職にあった東内京一容疑者（詐欺容疑で起訴）が着服し横領した疑い。

2 発覚の経緯

市では東内容疑者の詐欺容疑での逮捕（6月13日）を受けて、同様な事案の存在を確認するため、改めて全職員を対象にした内部調査を実施し、疑わしいと思われる事案が複数件確認された。

このうち、本事案は、詐欺罪で起訴された東内容疑者の捜査途上で警察から提供を受けていた情報と一致したことから業務上横領の容疑で告訴（7月17日）した。

令和元年 6月13日 詐欺容疑で逮捕
6月18日 内部調査を開始
7月17日 業務上横領の容疑で告訴
7月25日 業務上横領の容疑で逮捕

3 今後の対応

東内容疑者の一連の事件にかかる警察の捜査に引き続き全面協力するとともに、早期の全容解明に向け全力で取り組んでいく。なお、本日付で原因究明と再発防止策の策定を目的とした第三者委員会「和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者調査委員会」を設置することとした。